

都城市消費生活センターだより VOL. 9

～consumer center news～



【今回の特集】

2022年から成年年齢が18歳に引き下げられました！

～新成年、18歳・19歳に気をつけてほしい消費者トラブル～

暮らしに役立つ情報 都城市消費生活センターの情報
消費生活トラブル事例 インターネット通販トラブル

【今回の特集】

2022年から成年年齢が18歳に引き下げられました！

～新成年、18歳・19歳に気をつけてほしい消費者トラブル～

2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。新たに成年となった18歳・19歳の方の消費者トラブルが懸念されています。

こんなところに気をつけましょう！

副業・情報商材など儲け話

確実に儲かる話はありません。「簡単に稼げる」などと強調する広告などには注意しましょう。



消費者金融からの借入クレジットカードなど借金トラブル



消費者金融などを利用する際は計画的に。返済ができるのかよく考えて利用しましょう。クレジットカードの利用明細は必ず確認しましょう。

出会い系サイトマッチングアプリなど出会い系トラブル

出会い系サイトやマッチングアプリを利用する際には、規約をよく確認し、出会った人が本当に信用できるのか慎重に判断しましょう。



くらしに役立つ情報

都城市消費生活センターの情報

都城市消費生活センターでは令和3年度409件の相談を受け付けました。特に多かった相談は次の通りです。

1. 通信販売……………79件
2. 借金問題……………45件
3. 架空請求と特殊詐欺……………44件

新型コロナウイルスの流行による外出自粛の影響により、通信販売の需要が増えています。今まで積極的にインターネットなどを利用していなかった高齢者も、ネット通販の利用頻度が増え、相談件数が激増しています。

トラブル事例 「定期購入のトラブル」

ネットの広告を見て特別価格で約3,000円の商品を購入した。一回のみの購入かと思っていたら二回目が届いたので、販売業者に問い合わせたところ「定期購入である。返送日の10日前までに申し出ないと対応できない」と言われた。2回目以降の値段はとて高い。申込みの時には定期購入とわからなかった。どうにかならないか。



ひとことアドバイス

- 一回だけのつもりだったが定期購入になっていたという相談は多数寄せられます。解約のできる期間などの条件がある場合もあるので、注文する際には契約内容などをよく確認しましょう。
- 通信販売にはクーリング・オフは適用されません。解約などは業者の規約によって手続きしていくこととなりますので、利用規約もよく確認しましょう。
- 困ったときは一人で悩まずに、すぐに消費生活センターにご相談ください。
- どこに相談したらよいかわからない場合は188(消費者ホットライン)に電話をすると最寄りの消費生活センターにつながります。

都城市消費生活センター

消費生活センターは暮らしの中の様々なトラブル相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。来訪でのご相談を希望される方は関係書類が必要な場合があるので事前にお電話をください。



電話

○消費生活相談

【相談専用電話 **0986-23-7154**】

電話相談、面接相談(面接の場合は要予約)

相談日:月～金曜日(祝日、年末年始は除く)

相談時間:9:00～16:00



来訪

<相談にあたっての留意事項>

- ・当窓口は一般消費者から寄せられた契約トラブルなど消費生活全般に関することについてトラブル解決のための助言や情報提供、あっせんを行います。事業者の信用調査・指導・処分などは行っていません。
- ・来訪される前には連絡を下さい。

消費生活出前講座



消費生活に関する無料の出前講座も行っております。職場内の研修、高齢者クラブ、地域の集まりなどの際はご活用下さい。講座のお申し込みや内容につきましては**0986-23-2121**までお問合せ下さい。

メールで消費生活相談の予約ができます！

相談予約フォーム



メールで面接相談の予約・変更・キャンセルができます。

※相談を行うものではありません。

また、相談予約フォームからは無料法律相談の予約はできません。